

- (1) 名稱 家田時計製作所 (個人經營)
- (2) 所屬工場ノ所在地 幸藏發達ノ場所ニ同シ
- (3) 事業主ノ住所氏名

滝野川區昭和所二丁目九十一番地 家田徳太郎

- (4) 事業ノ種類 時計及部品の製造

- (5) 資本金 五万圓

- (6) 企業系統 ナシ

- (7) 使用労働者数 三〇名

- (8) 労働賃銀 日給最高三圓五。最低一圓五。平均一圓。

- (9) 退職手当制度並福利施設ノ有無 ナシ

- (10) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

- (1) 爭議参加者数 一六名

- (2) 爭議参加者中組合加盟者数並其ノ組合名

一六名 徳同盟鉄工組合

- (3) 應援団体名 ナシ

五 爭議發生原因

標記製作所ニ在リテハ從來従業員ノ出勤時間ハ比較的「ルイス」ナル為メ去ル八月一日ヨリ「タイムレコーダ」ヲ設置スルト共ニ左記ノ如キ規定ヲ制定シタルニ組合加盟ノ従業員ハ之ニ不満ヲ抱キ八月十二日別記様願書ヲ提出シタルニ因ル

記

一 遅刻 早退 四回若ハ夫レ以上ニ達シタル時ハ皆勤ハ之ヲ認メス

一 遅刻 早退 四回ニ達セサルモ合計時間五時間ニ達シタルトハ皆勤ヲ認メス

一 毎届欠勤ヲナシタルモノハ欠勤日数一日ニ付十日給クニ制ヲ減給スヘシ (但シ理由ナキ欠勤毎毎届欠勤ト見做ス)